

# 火気を使用する露店等を開設する場合の火災予防について

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で発生した火災を踏まえて火災予防条例の一部を改正し、祭礼、縁日、花火大会等の多数の集客が見込まれる催しにおいて、火気を使用する露店等を開設する場合は、**平成26年8月1日**から**消火器の準備とあらかじめ管轄の消防署、分署及び出張所へ届出**が必要となりました。



～対象となる催しとは？～

不特定多数の来場者が集まる催し（面識のない人が参加する場合）が対象となります。近親者のみのバーベキューや幼稚園の保護者が主催する催し等は対象から除かれます。



～対象となる「火気」とは？～

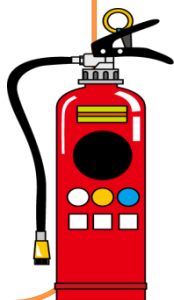
液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料（炭等）又は電気を熱源とする器具のことで、例えばコンロ、フライヤー、たこ焼き器、発電機、IHヒーター等が対象となります。



## 1 消火器の準備

消火器は、火気を使用する方が準備します。

また、火気を取り扱う露店等に対し、原則1本ずつ準備が必要です。



## 2 露店等開設の届出

対象となる催しで、火気を使用する露店等を開設する場合は、あらかじめ届け出が必要です。



## ◆ お問い合わせ先 ◆

盛岡消防本部予防課 019-626-7406  
盛岡中央消防署 019-626-7303  
盛岡西消防署 019-647-0119  
盛岡南消防署 019-637-0119

八幡平消防署 0195-76-2119  
滝沢消防署 019-687-5119  
紫波消防署 019-676-7119

詳しくは、  
こちらにお尋ねください

